

生駒市教育委員会規則第4号

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則及び生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則及び生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部改正)

第1条 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第13条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第6号中「第15条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第7号中「第16条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第8号中「第16条の2第1項」を「第9条第1項」に改め、同条第9号中「第17条第2項」を「第10条第1項」に改め、同条第10号中「第17条第1項」を「第10条第3項」に改め、同条第11号中「第17条の2第1項」を「第11条第1項」に改める。

第5条第4項中「課長専決」を「施設長専決、主幹専決又は課長専決」に改める。

第7条第13号中「所管に係る重要物品の管理換え及び」を削り、「500万円未満」を「200万円以上1,000万円未満」に改め、同条第17号中「第8条第18号」を「第8条第19号」に改める。

第7条の3第11号中「次条第18号」を「次条第19号」に改め、同号を同条第12号とし、同条第10号を同条第11号とし、同条第9号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 1件200万円以上500万円未満の備品の処分に関する事。

第8条中第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 所管に係る備品の管理換え及び1件200万円未満の備品の処分に関する事。

第11条（見出しを含む。）中「中央公民館長、南コミュニティセンター館長、北コミュニティセンター館長及び」を削る。

第11条の2各号を次のように改める。

(1) 予定価格150万円未満の工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工に関する事。

(2) 300万円未満の歳入の調定に関する事。

(3) 前2号に定めるもののほか、1件150万円未満の支出負担行為並びに支出命令及び用品調達基金への振替命令に関する事。

第12条中第7号を削り、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 所管に係る事項に関する支出命令、用品調達基金への振替命令並びに歳入歳出外現金の受入通知及び払出命令に関する事。

(7) 予定価格100万円未満の工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工に関する事。

第12条に次の1号を加える。

(9) 前各号に定めるもののほか、1件100万円未満の支出負担行為に関する事。

第12条の2（見出しを含む。）中「芸術会館長」を「中央公民館長、芸術会館長、南コミュニティセンター館長及び北コミュニティセンター館長」に改める。

第13条（見出しを含む。）中「課長補佐、施設長」を「施設長、課長補佐」に改める。

（生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第2条 生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「、館長補佐、副館長」を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。